

福岡県公報

平成22年9月22日
第3163号

目次

告示(第1491号 - 第1503号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
農業振興地域の区域の変更	(農山漁村振興課)	1
農業振興地域の区域の変更	(農山漁村振興課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	7
道路の供用の開始	(道路維持課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
公 告			
道徳副読本「ふくおか郷土資料DVD」編集事業の実施に関する委			
託業務に係る提案の募集	(教育庁義務教育課)	9
意見募集の結果の公示	(水田農業振興課)	9
公安委員会			
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	10
機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	11
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の			

開催 (警察本部生活環境課)13
 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の
 開催 (警察本部生活環境課)13

告 示

福岡県告示第1491号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市牟田尻字牟田尻1884番1、1885番1、1887番1、1887番3及び1887番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社 コメリ
代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第1492号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、新吉富農業振興地域の区域(昭和47年10月福岡県告示第1098号)及び大平農業振興地域の区域(昭和45年12月福岡県告示第1143号)を変更(統合)し、次のように上毛農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県行橋農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月22日

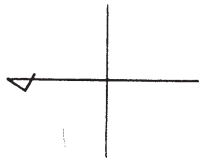
福岡県知事 麻 生 渡

- 農業振興地域名
上毛地域



2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

上毛農業振興地域の区域を表示した図面 (上毛町)



大分県

凡例	行政区域	農業振興地域の区域
		

福岡県告示第1493号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、犀川農業振興地域の区域（昭和46年10月福岡県告示第978号）、勝山農業振興地域の区域（昭和47年10月福岡県告示第1098号）及び豊津農業振興地域の区域（昭和45年12月福岡県告示第1143号）を変更（統合）し、次のようにみやこ農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県行橋農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 農業振興地域名

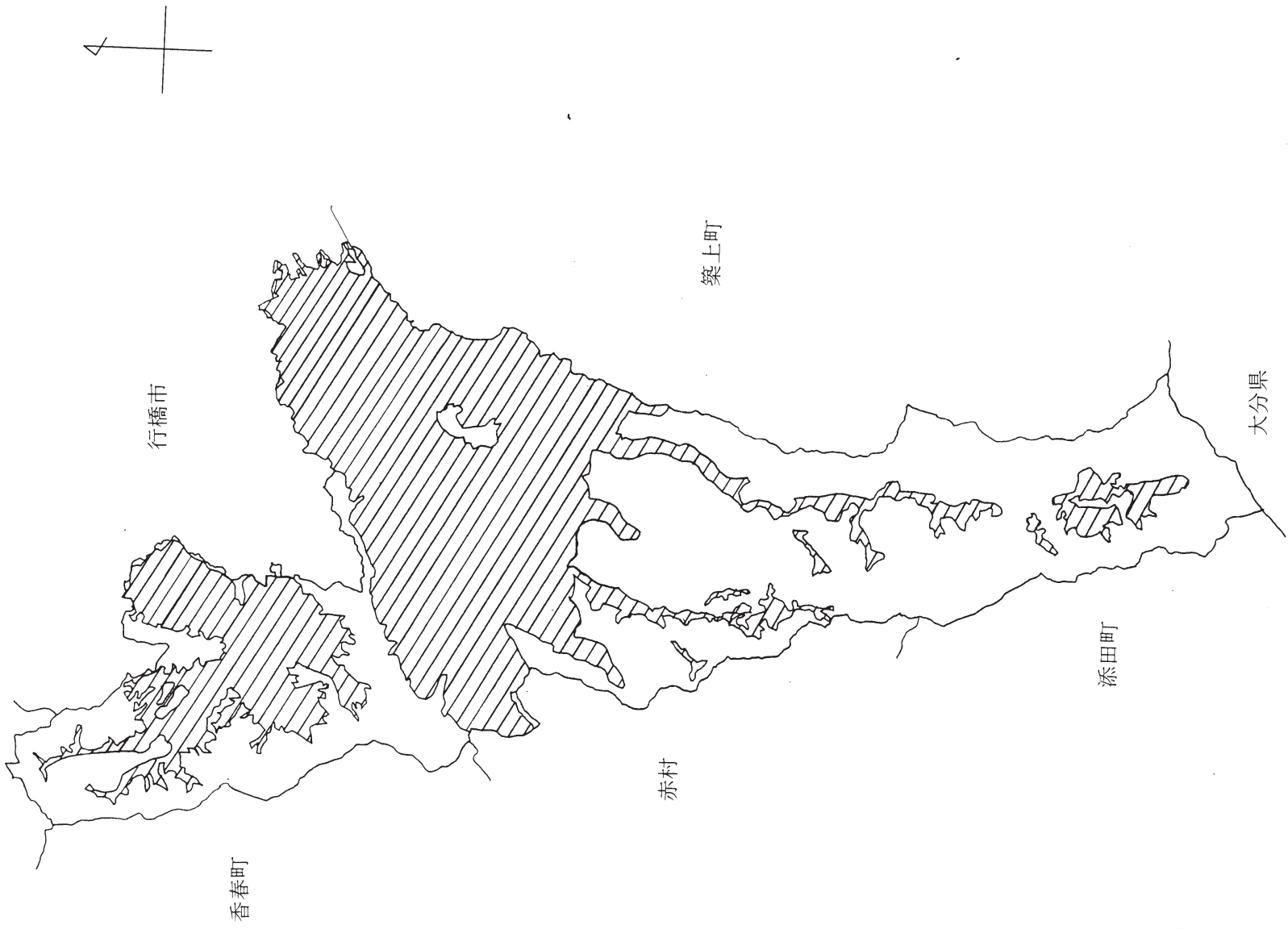
みやこ地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

みやこ農業振興地域の区域を表示した図面 (みやこ町)

北九州市



香春町

行橋市

赤村

築上町

添田町

大分県

凡例	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨

福岡県告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	豆 田 線 稲 築	前	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番7先まで	6.6 ～ 34.6	780.0
			後	同上	11.8 ～ 34.6	780.0

福岡県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

福岡県	県道	福岡東環状線	前	糟屋郡粕屋町大字江辻1090番3先から 糟屋郡粕屋町大字長者原300番5先まで	6.9 ～ 32.6	1,770.0	
			後	同上	6.9 ～ 32.6	1,770.0	
			後	糟屋郡粕屋町大字江辻1090番3先から 糟屋郡粕屋町大字仲原2422番13先まで	6.0 ～ 80.0	3,032.0	うち国道201号重用延長633.0メートル

福岡県告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年9月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣遠賀線	遠賀郡遠賀町大字別府3370番1先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀474番2先まで

福岡県告示第1497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	飯塚間線	前	福津市福間駅東3丁目 2908番1先から 福津市福間駅東1丁目 3354番1先まで	10.6 ~ 38.8	440.0
			後	同上	17.0 ~ 38.8	440.0
	県道	曲穂線	前	宗像市大字稲元86番先から 宗像市大字稲元81番1先まで	17.0 ~ 30.8	239.0
			後	同上	17.0 ~ 19.0	239.0

福岡県告示第1498号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（寒田地区）	平成22年3月5日

福岡県告示第1499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年9月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	飯江線 長田	みやま市山川町河原内54番2先から みやま市山川町河原内3057番先まで

福岡県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
八女	県道	唐尾線 広川	前	みやま市瀬高町 大字小田1093番 先から 筑後市大字溝口 5番2先まで	4.7 ~ 23.4	1,424.9	
			前	みやま市瀬高町 大字小田1064番 1先から 筑後市大字溝口 4番6先まで	4.3 ~ 48.5	2,523.8	湯辺田瀬 高線重用 530.0m 船小屋八 女線重用 772.8m

			後	みやま市瀬高町 大字小田1093番 先から 筑後市大字溝口 5番2先まで	4.7 ~ 23.4	1,424.9	
			後	みやま市瀬高町 大字小田1064番 1先から 筑後市大字溝口 4番6先まで	4.3 ~ 65.5	2,523.8	湯辺田瀬 高線重用 530.0m 船小屋八 女線重用 772.8m

福岡県告示第1501号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字松原71番1及び71番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市南区平和2丁目21番8号
西川 恵子

福岡県告示第1502号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人無農薬たたみ普及促進協会
- (2) 代表者の氏名
日比 祐治
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県糟屋郡粕屋町大字袖須66番地1シティライフ箱崎15-407
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、主にシックハウスの症状に悩まされている個人・団体の方々に対して、無農薬で栽培されたイ草を原材料にする量の研究・開発・製造及び有害物質を発生しない建材商品の普及に関する事業を行い、シックハウスの症状に悩まされている方が少しでもこの症状から解放され、健康、快適、安全な生活を営むことができる社会環境の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1503号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人サンクチュアリ・プロジェクト
 - (2) 代表者の氏名
椎原 春一
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大牟田市大字三池907番地19

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民や団体、企業や行政などに対して、自然環境の保全と動物福祉に関する教育、まちづくりの提案及びネットワークの構築に関する事業を行い、人と生き物が共に幸せに生活できる地域を実現することで社会全体の利益に寄与することを目的とする。

公 告

公告

次のとおり道徳副読本「ふくおか郷土資料DVD」編集事業の実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 委託業務概要

(1) 業務名称

道徳副読本「ふくおか郷土資料DVD」編集事業の実施に関する委託業務

(2) 業務内容

本事業の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき、福岡県教育委員会と協議しながら郷土資料の収集からDVD編集に至るまでの業務を処理すること。

2 参加資格

公告日現在において、いかなる地方公共団体からもコンサルタント業務等に関して指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住所 〒812 - 8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092 - 643 - 3910

(2) 参加申込期限

平成22年10月4日（月）午後5時00分

(3) 提案に関する説明及び提案書様式

福岡県教育委員会ホームページに掲載

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=2132105

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

平成22年10月8日（金）午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

エ 提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け（提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り）、道徳副読本「ふくおか郷土資料DVD」編集事業検討委員会で審査する。

公告

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の2の遵守事項違反に係る同法第7条の3第1項の勧告及び公表の指針案について、平成22年7月13日から平成22年8月13日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年9月6日付で施行しました。

平成22年9月22日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

農林水産部水田農業振興課

電話：092 - 643 - 3472

メールアドレス：suiden@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第263号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成22年9月22日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年11月8日（月）から同年11月15日（月）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

36名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の

交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成22年10月22日（金）から同年10月26日（火）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- ア 4(1)に該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
 - イ 4(2)に該当する者
合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者
合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

6 申込方法等

(1) 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

(2) 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

(3) 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に受講申込手続を行わなかった者の事前申込み及び受付番号は、無効とする。

(4) 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事

情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受ける講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第264号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成22年9月22日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年11月24日(水)から同年11月26日(金)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

36名

4 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成22年10月25日(月)から同年10月27日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

5 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生

活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第267号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成22年9月22日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成22年10月25日(月)午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横

3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
 (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
 (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第268号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成22年9月22日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年10月22日(金) 13:30～16:30	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
平成22年10月26日(火) 13:30～16:30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成22年10月27日(水) 13:30～16:30	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
平成22年10月28日(木) 13:30～16:30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。